

大原大学院大学公的研究費等の不正使用防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大原大学院大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の不正使用等を防止するための体制に関し必要な事項を定め、適切な運営・管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費等の運営・管理については、本学の諸規程及びその他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程による用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「公的研究費等」 本学で管理及び執行する経費のうち、本学の構成員の教育研究活動のために執行されるすべての経費をいう。
- (2) 「不正使用等」 公的研究費等の使用に関し、役職員等又は役職員等であった者が本学在籍中に行った次の掲げる行為をいう。ただし、悪意のない誤りと判断された場合を除く。
 - イ 公的研究費等を本来の目的以外の用途で使用する事。
 - ロ 虚偽の請求に基づき公的研究費等を支出すること、その他法令等に違反して公的研究費等を支出すること。
 - ハ 虚偽その他法令及び本学の規程等に反する手段により公的研究費を受給すること。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、大学院全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次条及び第6条に規定する統括管理責任者が責任をもって公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について大学院全体を統括する実質的な責任を負い、権限を有する者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、研究倫理委員会委員長をもって充てる。

(通報窓口)

第6条 公的研究費等の不正使用等に関する通報及び相談に対し適切な対応を行うため、事務局に通報窓口を置く。

- 2 公的研究費等の不正使用等があることが発見したとき、又は不正使用等の疑いがあると思料するに至ったときは、本学の役職員等及び取引業者等は、通報窓口を通じ、公的研究費等の不正使用等に関する通報及び相談（以下「通報等」という。）を行うことができる。
- 3 通報等の方法は、別に定める様式により当該窓口へ提出するもののほか、電子メール、書面、電話、ファクシミリ又は口頭により行うものとする。

4 通報窓口では、下記の業務を行う。

(1) 通報等の受付

(2) 通報等及び提供された情報の整理並びに最高管理責任者への報告

5 本学の役員又は通報窓口の担当者以外の本学職員が通報等を受けた場合は、当該通報者に対し、通報窓口に通報等を行うよう助言しなければならない。

(不正使用等調査手続き)

第 7 条 前条の通報等があった場合は、最高管理責任者はその通報等の信頼性を判断し、調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 公的研究費等の不正使用等の調査手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(研究倫理委員会)

第 8 条 本学における公的研究費等の不正使用等の防止に関する計画（以下、「不正使用防止計画」という。）の推進は研究倫理委員会が行う。

2 研究倫理委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 公的研究費等の不正使用等の発生原因の調査及び資料収集に関すること。

(2) 公的研究費等の不正使用防止計画の策定及び実施に関すること。

(3) 不正使用防止計画に基づく実施に係る進捗状況の把握に関すること。

(4) 不正使用防止に係るコンプライアンス意識の浸透度調査及び啓発活動に関すること。

(5) その他不正使用防止計画の推進に関すること。

(監査及びモニタリング体制)

第 9 条 公的研究費等の適正な運営・管理のため、学園本部は、研究倫理委員会連携の上、次に掲げる監査及びモニタリングを行う。

(1) 不正使用等を防止する体制の検証

(2) 不正の発生要因の検証

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の不正使用防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。